業務委託契約書

一般社団法人
水文水資源学会（以下、「甲」という）と、株式会社ぷんだりか（以下、「乙」という）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）
本契約は甲乙丙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、~~水文水資源学会~~甲の事業遂行と業務の発展をはかることを目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上別途定めるものとする。

第2条（業務の内容・業務委託料）
甲は、甲の運営するホームページの更新・管理業務を乙に委託する。
2．甲は、前項に掲げる委託業務について、乙に発注するものとし、それ以外の内容、実施方法等の詳細については、甲乙協議の上決定するものとする。
3．甲のホームページの運営に必要な経費として、独自ドメイン990円（年間）、レンタルサーバー使用料5，000円（年間）が発生する。
4．業務委託料は甲の委託する業務の内容に応じて都度算出するものとするが、委託業務の遂行にかかる時間×3，000円（消費税別途）を算出基準とする。
5．甲乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

第3条（注意義務）
乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（支払方法）
経済事情の変動等により前項の業務委託料の算出方法が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。
2．　前項の業務委託料の支払は、毎月末締め切り翌月25日支払とする。甲は乙が発行する請求書を受けて、乙が別途指定する口座に振込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。

第5条（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）
甲は委託業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
2．乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。

3. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
4. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

第6条（秘密保持）
甲乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、およびその他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第7条（事故処理）
本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方へ連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第8条（瑕疵および損害賠償）
乙は業務の遂行後、乙の責に帰すべき事由による隠れた瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上決定した期日までに無償でこれを修正するものとする。
2. 前項以外の場合であっても本契約の履行に関し、甲乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。
3. 本条に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲で、甲乙丙協議の上決定するものとする。

第9条（不可抗力）
天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力ににより本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）
甲乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
2. 前項に基づく解約については、甲乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（契約期間）
本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第12条（協議事項）
甲乙は、本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、相互に協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

以上、本契約成立の証として、本書2通作成し、甲乙は記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（甲）
住所

氏名　　㊞

（乙）
住所

氏名　　㊞